

当事者参画ガイドラインの概要と
県有施設整備における状況

「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」とは

建築プロジェクトにおける当事者参画の自発的な実施を促進することを目的としたもので、当事者参画の「基本原則」「留意事項」「各段階における実施内容」等を記載

当事者参画とは

- 建築プロジェクトのプロセスにおいて、当事者が意見表明すること、当事者間で意見交換すること、ワークショップ等に参加すること等を通じて、**施設の整備・運営の完成度を高めることに関与すること。**
- 建築プロジェクトの各段階で当事者参画が実施されることが望ましいが、**まずは、どんなことからでも取り組みやすい当事者参画を始めることが重要。**



当事者参画の効果

- 当事者と事業者等との相互理解が深まることにより、**多様なニーズを反映した納得感のある質の高い施設整備**につながる。
- 事業者等は、当事者のニーズに対する理解が深まる。
- 当事者は、施設整備の全体像や施設整備に係る制約に対する理解が深まる。
- 当事者間でニーズが一致しない場合に相互理解が高まる。

当事者参画の基本原則

- 当事者参画では「**公平性**」「**透明性**」「**効果検証**」を基本原則とすることが求められる。
- 当事者の人選や意見の取り扱いに関して「公平性」を確保することが望ましい。
- 当事者からの意見の内容や対応の可否、対応できない理由を明らかにする等、「透明性」を確保することが望ましい。
- 実施した当事者参画の「効果検証」を行うことが望ましい。

当事者参画の企画～実施方針の作成・方法の検討～

実施方針の作成

方法の検討

参加者の人選

工期・予算の確保

(1)実施方針の作成

- 可能な限り早い段階から当事者参画を実施することが重要であり、基本構想・基本計画段階や設計段階等から実施されることが望ましい。
- 事業者においては、当事者参画の実施の基本的な考え方を定めた実施方針を策定することが望ましい。
- 公共建築物の発注においては、要求水準書、事業計画、福祉のまちづくり条例等において当事者参画の実施を位置付けることが考えられる。

(2)方法の検討

- 当事者参画の方法は一律ではないため、各段階において適切な方法を選択して実施することが望ましい。
- 様々な方法を組み合わせながら実施することにより、効果が高まることが期待できる。

当事者参画の方法	
ワークショップ	<ul style="list-style-type: none">● 当事者のニーズとその背景・理由が示されるとともに、対象施設の物理的条件や予算等の制約を踏まえ、相互理解を深めることができる。● 当事者が一堂に会することで、当事者間のニーズが一致しない場合に意見交換ができる。
現地確認・類似施設見学	<ul style="list-style-type: none">● 当事者は実感をもとに具体的な提案ができるとともに、事業者等は意見の趣旨を確認でき、誤解の少ない正確な意見を収集できる。
アンケート・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none">● アンケートは、当事者の多様なニーズを広範に収集することができる。● ヒアリングは、アンケート結果の深掘りやより具体的な意見を確認することができる。
パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none">● 整備内容に関する公表資料に対して意見募集・回答を行うもので、幅広い意見を収集することができる。
説明会	<ul style="list-style-type: none">● 概要資料・模型等を用いて説明を行うもので、当事者の生の意見を聞くことができる。

当事者参画の企画～参加者の人選～

実施方針の作成

方法の検討

参加者の人選

工期・予算の確保

(3)参加者の人選

- 参加者は、施設利用者として想定される当事者を代表して意見することが可能な人を人選することが重要である。
- 人選に当たっては公平性・透明性の確保を図るとともに、参加者が固定化されないことにも留意する必要がある。
- 参加者は、それぞれの意見を尊重し合い、互いに理解する姿勢で意見を交わすことに留意する必要がある。

当事者の人選

- 当事者とは、原則としてすべての施設利用者を指すが、多くの制約を受ける障害者からのニーズを丁寧に吸い上げることができる人選を行うことが重要である。
- 幅広いニーズを的確かつ効率的に把握できるよう以下のような方法で行うことが考えられる。
 - ✓障害者、高齢者、子育て等の団体に参加依頼
 - ✓公募その他の方法

ファシリテーターの人選

- 第三者の立場での進行役として、参加者それぞれの視点や意見を確認して論点を整理し、合意できる点や難しい点の検討結果を明らかにする役割を担うことから、当事者参画の成功の鍵を握るキーマン。
- バリアフリーに関する情報や技術を有した者から人選することが考えられる。
 - ✓学識経験者
 - ✓建築士、NPO職員、コンサルタント

当事者参画の企画～工期・予算の確保～

実施方針の作成

方法の検討

参加者の人選

工期・予算の確保

(4) 工期・予算の確保

- 発注者は、当事者参画の内容を効果的に実施・反映していくために

① 当事者参画の準備・意見調整等のための期間・工期の確保

② 当事者参画の実施及び意見反映のための予算の確保

も重要である。

- 例えば、一堂に会した当事者参画を実施する場合、一般的には会場使用料、アドバイザーや手話・文字通訳者等の派遣に係る費用、当事者等への謝金及び実費等の費用が必要となる。
- アドバイザー派遣や施工段階等で用いるモックアップ作成の費用もあらかじめ工事費に計上し、仕様書等に記載しておく必要がある。

当事者参画の留意事項

事業者等が留意すべき事項

- 当事者に対して**分かりやすい資料で説明し、理解されているかを随時確認しながら進める**必要がある。
- **事前に参加者本人に対して情報提供における必要な配慮を確認して対応することも重要**である。
- 説明会、ワークショップの会場の選定に際して、最寄り駅等から会場に至るまでエレベーター等で円滑に移動でき、バリアフリートイレが設置されていること等に配慮する。
- 現地での確認を実施する際、参加者等の移動支援について、必要に応じてサポートを実施する。
- 当事者参画を行う際は、**お互いを理解するという姿勢**で臨む。
- 当事者が答えやすいよう、聞きたい内容や前提条件を明確にする等の工夫をした上で、**積極的に発言の機会をつくる**。当事者によっては意見の伝達に時間を要することを理解した上で意見を求める。
- 当事者からの意見に対して、実現の妥当性及び可能性を検討し、**可能な限り反映するよう努める**。
- 整理された**意見は、設計段階から施工段階へ、施工段階から運営段階へ引き継がれるよう留意する**。

当事者が留意すべき事項

- 事前に資料等に目を通し、意見をまとめておく。
- 立場は異なっても当事者参画を行う目的は同じであり、**お互いを理解するという姿勢**で臨む。
- 事業進捗状況やコスト、統一仕様等により反映が難しい可能性がある旨を理解し、**意見が事業者等にとって過度の負担を強いることにならないかを意識する**。
- 障害の特性や程度等により要望する意見も異なるため、**互いの理解の理解を深めるために当事者間でも対話をする**。
- 使いづらいところを指摘するだけでなく、良いところも伝える。



普及促進

(1)取組内容の共有・公表

- 事業者等は、当事者参画の取組内容について報告書等にまとめ、関係者間で共有する。
- 報告書等について、個人情報の扱いに留意して、公表可能な内容としたものをインターネット等を活用して公表する。どのような障害特性のある者の意見かが分かるようにすることが望ましい。

(2)知見の蓄積

- 事業者等は、当事者参画の知見をデータベースとして蓄積することで組織内の人材育成に繋がるとともに、次のプロジェクトにおいて、想定される意見をあらかじめ設計等へ反映しておくことが容易となる。
- 当事者参画による知見や情報が地方公共団体の福祉のまちづくり条例等の整備基準やマニュアル等の改訂に活かされるといった、スパイラルアップにもつながることが期待できる。

(3)人材育成

- 当事者参画の携わり方等に関する研修の実施等により、当事者又はファシリテーターの人材育成を進める必要がある。
- 高齢者・障害者等による講話や、車椅子、視覚障害、聴覚障害等の体験等が受講できる研修の実施等により、事業者等の人材育成を進める必要がある。

県有施設整備における当事者参画の状況

【国調査】 公共建築工事における当事者参画の実施状況調査（令和6年度実績）

公共建築工事（床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（小学校、中学校等で公立のものを除く））における当事者参画の実態についての調査。令和6年度着工の工事が対象。

調査該当工事	3件（新築2件・増築1件）
当事者参画を実施した工事	1件
基本構想段階	0件
基本計画段階	1件（パブリックコメント）
基本設計段階	0件
実施設計段階	0件

【県調査】 県有施設整備における当事者参画の実施状況及び予定調査（令和7年度以降着工）

今後の県の施設整備における当事者参画の在り方について検討する際の参考とするため、国の調査に併せて、令和7年度以降着工の工事について工事規模を問わず調査。

調査該当工事	16件（新築10件・増改築6件、実施設計前9件・実施設計済7件）
当事者参画の実績有・予定有の工事	4件
設計前	2件（ヒアリング・アンケート2件）
着工前	3件（ヒアリング・アンケート2件、説明会1件、類似施設見学1件）

※ 国調査、県調査ともに、障害者や高齢者による当事者参画を実施した工事なし（広く一般県民、施設利用者、妊産婦・乳幼児連れに意見を聞いたもの）。

県有施設整備における当事者参画への対応（予定）

現 状

- 調査結果によると、施設の主な利用者による当事者参画は一部で行われているものの、施設の利用に当たり多くの制約を受ける障害者による当事者参画は行われていない。
- 国の当事者参画ガイドラインが示されたものの、これまでのノウハウの蓄積や共有がなく、当事者参画についての意識も弱かったため、施設整備担当者はどのように対応すべきか分からず動きづらい状況。

対 応（予定）

- 令和8年度以降に設計を行う建築工事に協力を依頼し、当事者参画のモデル事例づくりを行う。
- 新築・増改築工事は件数が限られるため、改修工事においても簡易・部分的な当事者参画を実施するなどして事例を蓄積する。

【令和10年度目安に】

蓄積した事例を踏まえて、実施方針の作成や参加者の人選など
県有施設整備における当事者参画の進め方を整理して共有

【令和12年度までに】

2,000㎡以上の全ての新築・増改築工事で当事者参画を実施